

広 監 第 2 2 号
令和 7 年 1 月 3 0 日

請求人 あて

広陵町監査委員 赤 銅 修
同 千 北 慎 也

広陵町職員措置請求について（通知）

令和6年12月20日付けで提出された広陵町職員措置請求（「親展」表示のため当職における開封・受領は同月25日。以下「本件請求」という。）については、下記の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める請求要件を欠くものであり、これを却下することが相当であると合議により決定したので通知します。

記

第1 本件請求の趣旨

広陵町が旧クリーンセンター広陵の建設時に交わした地元住民（古寺区）との協定書・覚書について、全住民への周知徹底を欠き、賛否を問う機会も設けないまま自治会役員だけで決定して変更している。この変更された協定書内容を原状回復し、完全履行することを求める。

第2 却下と決定した理由

法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法又は不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

このことから、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について、法令等に違反している等の具体的な違法・不当性が主張されていることが必要である。

本件請求において、請求人が監査請求の対象としている行為について、違法・不当性が主張されているかの審査を実施したところ、請求人は旧クリーンセンター広陵の建設時に広陵町が交わした地元住民（古寺区）との協定書・覚書について、その内容の変更にあたり、全住民への周知徹底を欠き、賛否を問う機会も設けないまま自治会役員だけの決定で変更したとの主張に終始し、当該変更された協定書内容を原状回復して当初協定書及び覚書の完全履行を求めているに過ぎないものであった。

また、令和7年1月6日付けで当職あてに提出された「お知らせ」と題する文書（以下「追加文書」という。）においては、町の土地購入を疑問視する記述があったものの、当該記述によれば当該土地購入に係る支出行為については、明らかに一年を経過していると思われるところ、一年経過後に監査請求を行う正当な理由は記載されていなかった。

このため、同月7日付けで請求人に対し、まず記名押印にて提出された本件請求について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第172条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条の規定に基づき署名を求め、次に財務会計上の行為を明確にし、当該行為の具体的な違法・不当性を主張するよう、さらに請求人が追加文書で主張する土地購入に係る支出行為につき、支出から一年を経過している場合には、一年を経過して請求する正当な理由を記載するよう同月21日までに補正を求めたところ、同月9日に請求人から請求人の署名による補正書（以下「補正書」という。）と記名押印による意見書（以下「意見書」という。）の提出を受けた。なお、新たな立証資料の提出はなされなかった。

請求人から提出された補正書における主張及び意見書の内容は、いずれも当初の請求の趣旨である協定書の遵守を求めるという主張に終始し、財務会計行為の内容及び違法又は不当であるという事由についての個別具体的な主張及びその主張を立証する資料の添付はなされていなかった。

さらに、一年を経過している支出行為に対して監査請求を行う正当な理由とは、例えば、当該行為が極めて秘密裡に行われ一年を経過した後はじめて明るみに出たような場合あるいは天災地変等による交通と絶により請求期間を徒過した場合などのように、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したものについて、特に請求を認めるだけの相当の理由があるときを指すとされるところ、請求人は「現在も公金支出の目的が守られず継続中」との見解を述べるにとどまり、上記のような場合に当たるとの主張・立証はないことから、法第242条ただし書の「正当な理由があるとき」に該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求の要件を欠く不適法なものであり、却下するのが相当であると判断する。